

## 福岡アスリート応援企業支援事業補助金交付要綱

(通則)

**第1条** 福岡アスリート応援企業支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

**第2条** この補助金は、福岡県内に事務所を有する企業で、福岡県内を拠点に活動を望むアスリートを雇用した企業が、アスリート（以下「選手」という。）を雇用するために必要な経費に対して補助することにより、選手が、安心して競技に打ち込める環境を整備することを目的とする。

2 前項に掲げる選手とは、(公財)日本スポーツ協会に加盟する中央競技団体、又は(公財)日本障がい者スポーツ協会に加盟する中央競技団体、(公財)福岡県スポーツ協会に加盟する競技種目団体（以下「加盟団体」という。）に登録している者のうち、職業スポーツ従事者を除く、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 日本代表候補や年代別の日本代表に選出されたことがある者
- (2) 個人競技の全国大会で入賞（8位）以上の実績がある者
- (3) その他、上記（1）、（2）に準ずる実績を有すると判断される者

(補助の対象)

**第3条** 補助金の対象となる企業は、選手を支援する意思を持つ福岡県内の企業で、ふくおかアスリートナビゲーションに登録したもの（以下「補助対象者」という。）のうち雇用契約を締結した企業とする。

(補助対象経費)

**第4条** この補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者が選手を雇用するために必要な経費のうち、知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

2 補助対象経費の区分、補助率及び補助限度額は別表のとおりとする。

(補助対象期間)

**第5条** 交付決定の日から当該年度3月末までとする。

(補助金交付の申請)

**第6条** 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による交付申請書に次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

- (1) 選手との雇用契約書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(補助金決定の通知)

**第7条** 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定を行い、様式第2号による補助金決定通知書により当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

**第8条** 補助対象者は、補助事業が完了したときは、完了の日から1か月以内、又は、翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、様式第3号による実績報告書に次に掲げる書類を添えて知事に報告しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (2) その他知事が必要とする書類

(補助金の額の確定)

**第9条** 知事は、前条の規定に基づく実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第4号による確定通知書により補助対象者に通知するもの。

(請求)

**第10条** 補助対象者は、前条の規定に基づく通知を受けたときは、様式第5号による請求書により知事に請求するものとする。

(補助金の概算払)

**第11条** 補助対象者は、補助金の概算払を受けようとするときは、様式第6号により知事に請求しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の全部又は一部について概算払をするものとする。

(補助金の返還)

**第12条** 補助対象者は、選手との雇用契約を補助対象者の理由により、一年未満に雇用契約を解除した場合については、補助金の返還をするものとする。

(補助金の経理)

**第13条** 補助対象者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助対象者は、前項の支出額について、その支出内容の証する書類を整備し、前項の収支簿とともに補助事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(雑則)

**第14条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は令和元年7月16日から施行し、令和元年度から令和3年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は令和2年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年12月28日から施行する。

別表 (第4条関係)

補助対象経費	補助率	補助限度額
福岡県内を拠点に活動したいと願うアスリートを雇用する企業がアスリートを雇用するために必要な経費  (1) 雇用したアスリートが使用する企業名を記載した用具・ユニホーム等の作成経費 (2) 雇用したアスリートの遠征費に係る経費 (3) 社内外に対して福岡アスリート応援企業支援事業や雇用したアスリートの横断幕の作成等のPR活動を行う経費 (4) その他知事が必要と認める経費	10/10	上限50万円 (雇用アスリート1人あたり)